4　交通事業（一般交通事業）							
5　港湾整備事業							
6　病院事業							
7　下水道事業							
Ⅲ　臨時財政対策債							
Ⅳ　再生振替特例債							

備考

1　金利方式の選択に当たっては、借入れを予定していない場合であっても、全事業について選択すること。ただし、都道府県における辺地対策事業のように、明らかに実施しない事業については、金利選択欄に「該当なし」と記入すること。

2　「借入金の金利方式の選択」欄中、「固定金利方式」及び「利率見直し方式」は、次の金利方式をいう。

①　固定金利方式　貸付けの約定期間中、貸付金利が一定である貸付け（別紙第18号書式（甲）が用いられる貸付け）に係る金利方式

②　利率見直し方式　貸付けの約定期間中、貸付金利を見直すことが予定されている貸付け（別紙第18号書式（乙）が用いられる貸付け）に係る金利方式

3　「借入金の金利方式の選択」欄は、地方公共団体が希望する金利方式に○印を記入すること。

4　東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債の金利方式は、建設される施設を本表により分類した場合に属することとなる事業の金利方式とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

農林水産大臣　**齋藤　健**

○農林水産省令第二十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二条第一項、第五条第一項及び第二項、第十二条第一項、第十二条の二、第二十一条第一項、第二十三条第一項、第二十五条第一項及び第六項、第二十六条第六項、第二十七条、第二十八条第二項、第三十五条、第四十四条第一項、第四十五条第一項第二号、第四十六条の五第一項、第四十六条の十九第一項並びに第四十六条の二十二並びに家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十五号）第一条の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年四月二日

農林水産大臣　**齋藤　健**

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後		改正前	
（ピロプラズマ病、アナプラズマ病及び家きんサルモネラ感染症の病原体）		（ピロプラズマ病、アナプラズマ病及び家きんサルモネラ感染症の病原体）	
第一条　家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第二条第一項の表及び家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十五号。以下「令」という。）第一条の表のピロプラズマ病、アナプラズマ病及び家きんサルモネラ感染症の農林水産省令で定める病原体は、次の表のとおりとする。		**第一条**　家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第二条第一項の表及び家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十五号。以下「令」という。）第一条の表のピロプラズマ病、アナプラズマ病及び家きんサルモネラ感染症の農林水産省令で定める病原体は、次の表のとおりとする。	
伝染性疾病	病原体	伝染性疾病	病原体
ピロプラズマ病	バベシア・ビゲミナ、バベシア・ボービス、バベシア・カバリ、タイレリア・パルバ、タイレリア・アヌラタ、タイレリア・エクイ	ピロプラズマ病	バベシア・ビゲミナ、バベシア・ボービス、バベシア・エクイ、バベシア・カバリ、タイレリア・パルバ、タイレリア・アヌラタ
（略）	（略）	（略）	（略）
（監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査）		（監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査）	
第九条　法第五条第一項の規定により監視伝染病の発生を予防するため行う命令は、都道府県知事が必要があると認めた場合のほか、ブルセラ病、結核病又はヨーネ病に係るものについては少なくとも五年ごとに、伝達性海綿状脳症に係るものについては毎年行わなければならない。		**第九条**　法第五条第一項の規定により監視伝染病の発生を予防するため行う命令は、都道府県知事が必要があると認めた場合のほか、ブルセラ病、結核病、ヨーネ病又は馬伝染性貧血に係るものについては少なくとも五年ごとに、伝達性海綿状脳症に係るものについては毎年行わなければならない。	